

【委員会記録】

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時35分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について、御報告いたします。

さきの委員会以降、2人の委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、喜多委員から、6月29日から2日間、東京都の水素供給利用技術研究組合にて、水素利用社会のシステム構築に向けての実証実験についての調査、徳島県東京本部にて、業務内容についての調査、また、8月25日に東京都杉並区立杉並芸術会館「座・高円寺」にて、芸術文化の振興策についての調査、古田委員からは、9月7日に、オスプレイ配備と低空飛行訓練について防衛省から聞き取り調査するものであります。

いずれも内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し許可いたしましたので、御報告いたしておきます。なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 報告第1号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 損害賠償(誤認による取締行為)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

吉岡警察本部長

私から6月議会以降の県下の治安情勢等について御報告いたします。

本県の刑法犯認知件数は、本年8月末現在3,958件で前年同期と比べ324件、7.6%の減少となっております。

しかし、高齢者を中心に特殊詐欺の被害は後を絶たず、子供、女性を対象とした声かけ、つきまといなどの不審者情報も依然として多く寄せられており、体感治安という観点からは県民の求める水準には達していないものと認識しております。

交通事故につきましては、昨日現在、発生件数、傷者数ともに前年同期と比べて減少しており、死者数は

20人、前年同期と比べてマイナス13人、マイナス39.4%の減少となっております。第9次徳島県交通安全計画の抑止目標である事故死者数30人台後半の達成に向け、引き続き対策の徹底を図ることが必要であると認識しております。

また先日、内閣府から南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されましたが、東日本大震災の被災状況をかんがみますと、三連動地震が発生した場合に県警察として迅速、的確な初動対応がとれるよう十分な備えをしておかなければならないと考えております。

それでは県警察の主要施策であります運営重点5項目の推進状況について御報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保についてであります。

本年8月末現在、県民の身近な犯罪のうち、自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪の認知件数は1,355件で、前年同期と比べ137件、9.2%の減少となっておりますが、空き巣や忍び込みなどの侵入犯罪の認知件数は195件で、前年同期と比べ36件、22.6%の増加となっております。県警察としましては、引き続き、子供、女性を対象とした不審者情報や犯罪発生状況をきめ細かく分析し、多発する時間帯、地域を重点にパトロールを実施するなど街頭活動を強化するとともに、児童、生徒に対する防犯教室の開催や、安心メールなどによる地域安全情報の提供、県民の自主防犯活動に対する支援を行うなど、身近な犯罪の抑止と検挙に向けた対策を推進してまいります。

県内では、振り込め詐欺のほか、未公開株や社債、鉱山権利、外国通貨等の金融商品取引をめぐる詐欺等の特殊詐欺の被害が高齢者を中心に拡大しており、本年8月末現在の認知件数は30件で、被害総額は約1億6,300万円に上っています。そのため、ATMや窓口等における声かけなど金融機関と連携した水際対策、被害者となりやすい高齢者等に対する粘り強い広報啓発活動等を行うなど、特殊詐欺の被害防止対策を推進しているところであります。本年6月以降、金融商品の取引名下に多額の現金をだまし取った特殊詐欺2事件で、2つの詐欺グループを摘発し、これまでに4人を検挙したところであります。引き続き、刑法令を多角的に適用し実行犯の検挙に努めてまいります。

また、少年の非行防止対策として、関係機関、ボランティア団体等と連携し、問題を抱えた少年の立ち直り支援活動を推進するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいるところであります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙についてであります。

本年8月末現在における、殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は34件で、検挙人員は23人、検挙率は91.2%という状況であります。本年6月以降、徳島市伊月町における強盗致傷事件、美馬市脇町における持凶器強盗事件、徳島市川内町における強姦致傷事件などが発生しましたが、いずれも早期に検挙しております。

今後とも、県民の身近なところで発生する犯罪はもとより、重要犯罪を早期に検挙することが県民の体感治安の向上に資するという観点から、迅速、的確な捜査を展開し、早期検挙に努めてまいります。

暴力団対策としては、本年6月以降、徳島県漁業協同組合連合会会長選挙を巡る強要未遂事件、6代目山口組傘下組長による廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件などを検挙したところであります。暴力団は、企業活動を装うなど不透明化を一層進め、多種多様な資金獲得活動を行っていることから、県警察では、引き続き各種法令を適用した取り締まりを強化するとともに、関係機関、団体と連携を密にし、徳島県暴力団排除条例を積極的に適用するなど、総合的な暴力団対策を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止についてであります。

冒頭に申し上げました交通事故情勢のもと、今年 21 日から 30 日までの 10 日間実施される秋の全国交通安全運動においては、子供と高齢者の交通事故防止を運動の基本として、官民一体となった各種の交通安全対策を推進してまいります。特に、これから日没時間が早まり、薄暮の時間帯から夜間にかけて、高齢の歩行者や自転車利用者等が被害者となる交通事故の発生が懸念されますことから、外出時における反射材用品等の着用及び自転車前照灯の点灯の徹底を指導するなど、高齢者等に対する交通安全対策を強化してまいります。

第4は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化についてであります。

東日本大震災の発生以降、本日まで、県警察から東北3県の被災地へ、延べ 563 日、8,957 人の派遣を行いました。こうした中、今後 30 年以内に高い確率で発生するとされる南海地震や、東海、東南海を加えた三連動地震の発生に備え、迅速、的確な初動対応がとれるよう、被災地で活動した警察官の経験を踏まえて整備した災害警備用資機材の習熟訓練や、県、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関と連携した災害警備訓練を実施するなど、緊急事態への対処能力の向上を図っているところであります。

また、今年 10 月の第 27 回国民文化祭の開催に伴い、皇族の御臨席が予想されますことから、県警察では、徳島県警察警備対策室を中心に、関係機関と連携を密にして事前準備を行っているところであります。今後、雑踏事故防止や交通規制等の各種対策に遺漏がないよう万全を期すこととしております。

第5は、現場執行力と警察活動基盤の強化についてであります。

職員の世代交代が進む中、県警察では「精強な第一線警察構築総合プラン」を策定し、県警察学校及び警察署などにおいて、さまざまな事件現場を想定したロールプレイング方式による実戦的訓練や、ベテラン職員等による伝承教養を実施するなど、若手警察官の早期戦力化を図っております。さらに、警察基盤を強化するため、優秀な人材確保に向け、幅広い募集活動を展開するとともに、専門的な技能を有する者を選考採用するなどの取り組みも進めているところであります。また、県民のための警察活動を確実に遂行するため、職務倫理教養、職員の身上把握、指導等を強力に推進しているところであります。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取り組み状況等について御報告いたしました。安全・安心とくしまの実現に向け、今後とも、県警察が一丸となり、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

委員の皆様方のさらなる御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西岡警務部理事官

私からは、お手元にお配りさせていただいております総務委員会説明資料に基づきまして、平成 24 年度一般会計予算9月補正予算(案)について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、記載のとおり 1,013 万 3,000 円の補正予算をお願いしております。その財源内訳といたしましては、括弧書きのとおり、国庫支出金で 425 万円、一般財源で 588 万 3,000 円の増額となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

主要事項について、御説明いたします。

資料の中ほどに記載してあります運転免許費の自動車運転免許試験及び行政処分事務費として163万3,000円を計上しております。この経費は、外国人に交付する運転免許証の氏名について、従来ローマ字か漢字のどちらか一方しか記載しておりませんでした。住民基本台帳法の改正に伴い、ローマ字と漢字を併記するようになったことからシステムを改修する経費であります。

次に一番下に記載してあります警察活動費の刑事警察費として850万円を計上しております。この経費は、取り調べの可視化に伴い、取り調べ状況を録音、録画するための装備資機材を整備する経費であります。

以上、平成24年度一般会計予算9月補正予算(案)について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。交通事故が5件、誤認による交通違反取り締まり行為に伴う賠償が3件でございます。

まず、交通事故につきまして報告させていただきます。

お手元の説明資料3ページをごらんください。

1件目は、平成24年4月13日、生活安全部生活環境課員が、捜査用車両で駐車場から道路に進入する際、原付車と衝突した人身事故でございまして、県の賠償金額を90万3,258円と決定し和解いたしました。

2件目は、平成24年4月26日、警備部公安課員が、渋滞している道路を捜査用車両で走行中、前車に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を12万5,286円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成24年6月4日、板野警察署員が捜査用車両を駐車場で転回中、フェンスに衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を8万640円と決定し和解いたしました。

4件目は、平成24年6月19日、徳島東警察署員が、公用二輪車で交番から道路に左折進入しようとした際、急発進し、左方から進行してきた車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を39万6,703円と決定し和解いたしました。

5件目は、平成24年6月29日、徳島西警察署員が捜査用車両を駐車場で後退中、駐車車両に衝突させた物損事故でございまして、県の賠償金額を15万5,295円と決定し和解いたしました。

続きまして、誤認による交通違反取り締まりに伴う賠償につきまして報告させていただきます。説明資料4ページをごらんください。

本件は、平成21年4月3日と6日に、徳島北警察署員が規制の最高速度を誤認したまま速度違反の取り締まりを行ったことにより相手方に損害を与えたものでございまして、1件目は、県の賠償金額を2万1,334円と決定し、2件目と3件目は、県の賠償金額を2万100円と決定し、それぞれ和解いたしました。専決処分の報告は以上でございますが、今回の賠償事案は、交通事故と誤認による取り締まり行為でございます。これらはいずれも基本の不徹底から生じたものでございます。県警察といたしまして、交通事故につきましては、事故を起こした職員を対象に交通事故防止実戦塾を開催し、安全運転の基本を徹底的に指導するとともに、7月、8月を事故防止月間として、全職員に安全運転の指導、教養を図ったところでございます。また、誤認による取り締まりにつきましては、取り締まりに当たった職員を業務指導するとともに規制標識につま

して緊急点検を行ったところでございます。今後も基本の徹底に努め、各種事故防止を図ってまいりたいと存じます。

よろしく申し上げます。

南委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

まず、今回新たに県の公安委員長になられました前田委員長におかれましては、いろいろな事件、事故が予想される中、これからも県民の安全と安心のために、ぜひとも頑張ってくださいということを強く要望しておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ただいま、吉岡本部長から御説明がありました5点の大きな項目の中で、交通事故、通学路の安全対策について、6月議会でも委員会で質問させていただきましたので、それに関連して、質問させていただけたらと思います。

けさ、警察本部前の掲示板を見ますと、9月12日現在の交通事故状況ということで、交通事故件数3,388件、前年比マイナス124件、先ほど本部長からも説明がありましたが、死者20人でマイナス13人、傷者4,229人でマイナス141人ということとございました。これにつきましては、やはり本部長を初め、1,500人の警察の皆さん方の24時間365日の御努力、御尽力によって、この前年比マイナス13人ということができたのでなかりかと思っております。

ことしの総務委員会県内視察で、つるぎ署と牟岐署へ行きましたけれども、中央部、市内と比べて、人数は少ないが面積が非常に大きいという中で、それぞれの署、署長を初め、警察官が大変な努力、市内にない努力をされておることにも、改めて敬意を表したものでございます。

去年からことしにかけて、県内外でいわゆる通学途上の登下校の小学生、中学生そして高校生の事故が続いております。亡くなったり、大けがしたり、1人でなしに何人もが一緒に事故に遭って大変なことになるという中で、徳島も多分に漏れず、1つの事故が起きました。朝元気に家を出て行って、家族が行ってらっしゃいと送った。そして警察から、ちょっとけがをしたようだという電話があつて、行ってみたら亡くなっていた。これ以上の悲劇はないんじゃないかという思いです。児童生徒でなくても高齢者も一緒です。人の命は一緒ですけれども、特に突然の悲報に対して、無謀な運転の結果、子供さんが犠牲になるということについて、本当に憤りを感じるものでございます。

6月の総務委員会において、教育委員会、学校と連携して8月末までに通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策を検討するという御答弁をいただきました。その検討の状況について、どうなっているのかお尋ねいたします。

今井交通部長

委員御指摘のとおり、全国的に交通事故の発生件数、死者数などが減少する中において、ことしは、各県で通学途上の児童の列に車両が突っ込んで多数の死傷者が出るなどの事故が発生いたしました。すでに県内では通学路の緊急点検に取り組んでおったんですけども、全国的に緊急の合同点検を実施するということになりまして、通学路の安全確保に向けて、教育委員会、警察、道路管理者が連携した緊急の合同点検を実施しまして、8月の末で終了したところでございます。

県下のすべての公立の小学校、それから、特別支援学校の小学部、合わせて199校ございますが、これらの学校が指定しております通学路について、教育委員会が交通安全上、危険と認められる980カ所を抽出いたしまして、そのうち、3者が合同して点検を実施する必要がある868カ所を抽出いたしまして、緊急の合同点検を実施したところでございます。

喜多委員

県下で199校の980カ所。そして、特に危険が認められる868カ所ということで、いろいろこれから対策を考えるということでございます。

そのときに、地元とか学校とか、教育委員会から、どのような要望、意見が出されたのかお尋ねをいたします。

今井交通部長

危険箇所のうち、対策が必要と認められる箇所は844カ所ございまして、それぞれ教育委員会、道路管理者、警察においてできる限り速やかに所要の措置を講じることといたしております。

警察の、特に交通規制を中心とした要望につきましては、押しボタン信号機の新設、歩行者用信号灯器の増設、横断歩道の新設などの要望がなされておまして、県警察といたしましては、これらの対策について速やかに検討いたしまして、早期に対策を講じる必要のあるところから優先順位をつけて、計画的に実施することといたしております。

喜多委員

通学路は、そういうことで。今おっしゃったようなことは、していただきたいのと同時に、児童生徒の交通安全教育。学校の先生から言われても、右から左というのも多いんですけども、制服を着た現職の警察官が来たら、みんな緊張して守らないかなという思い、真剣に聞こうという思いが、大変強いように思います。ぜひともですね、交通安全対策とあわせて、どうか現職の警察官が学校へ出向いて、通学の安全教育もしていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

事前委員会でありますので、もう一件だけ。先ほども本部長から、交通事故の死者数が前年比マイナス13人ということで、すぐ下がったという御答弁をいただきました。高齢者が多いという説明もいただきましたけれども、交通事故の実態と特徴について御答弁いただけたらと思います。

今井交通部長

昨日現在における県下の交通事故死者数は、御指摘のとおり20人でございまして、これは前年に比較し

てマイナス 13 人ということで、全国的には 2,801 人死者が出ておりますが、鳥取県と並んで最小の数ということであります。

これら、死亡事故の特徴といたしましては、高齢者の死者が 20 人中 12 人ということで、昨年と比べて 10 人減ってはいるんですけれども、全死者数に占める割合というのは 6 割となっております。それから、夜間の事故による死者は 9 人で、このうち歩行中は 2 人。それから、依然として飲酒運転による死者、これが 4 人ということで、これらの特徴が出ております。

これは、昨年の状況と数的には変化がございますけれども、特徴的な変化は余りないということで、これからも高齢者の事故防止対策を中心に、安全対策を図っていききたいと考えております。

喜多委員

今後とも、児童、生徒も含めてですけれども、高齢者対策について頑張っていただきたいなと思います。先ほども説明がありました 30 人台後半という最終の目標、できたらゼロがありがたいんですけれども、30 人台後半の目標に向かって、さらに今後どういう取り組みをされる予定か、お尋ねできたらと思います。

今井交通部長

交通事故を防止するためには、県民の皆様に、交通ルール、交通マナーを遵守していただくことが重要でございます。警察といたしましては、さらに交通事故死者数を抑止するということで取り組んでいきたいと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、さらなる抑止を図る上では、高齢者の交通事故の防止を図ることが喫緊の課題であると考えておまして、交通関係団体の方々と連携した高齢者対策を最優先に取り組んでいきたいと思っております。

具体的には、夜間反射材の着用の促進、自転車を含めた早めのライト点灯、それから、飲酒、無免許、著しい速度違反等の悪質、危険性の高い違反の指導取り締まり、全席シートベルトの着用促進等を重点として、強かに推進していききたいと思います。また、交通関係団体、交通ボランティアの皆様と連携して、さらなる県民の皆さんの交通安全指導の普及、向上に努めるなど、総合的な事故抑止対策を推進していききたいと考えております。

以上です。

喜多委員

できればことは、この 20 人でとまるようにという目標のもとで、児童生徒の通学途上の事故防止、そして、高齢者の事故防止にこれからも一丸となって頑張っていただきたいということを要望して終わります。

古田委員

私からは、2 点お伺いをしたいと思います。報告のありました、録音・録画装置整備事業 850 万円が補正予算で組まれているんですけれども、これは、何台購入されて、どういうものを録音・録画されようとしておられるのかお伺いをしたいと思います。

植林刑事部長

今回お願いしております 850 万につきましては、録音・録画装置6台でございます。この対象事件と申しますのは、裁判員裁判の対象事件、これとことし5月から、知的障害を有する被疑者に係る強制事件、これについても対象事件としておるところでございます。

古田委員

裁判員裁判、それから知的障害者の方に対する取り調べとか、そういうものということでしたけれども、この裁判員裁判制度が始まって2年ですかね、なるわけですがけれども、どのくらいの件数が徳島県の場合あるんでしょうか。大体わかりましたら、お伺いをしたいと思います。

それと、この録音・録画に対して、私、前にいろいろお聞きをしたとき、目撃情報の提供ということで警察に協力しようと伺ったんだけど、食事もさせてもらえない。違ったことを調書に書いているのに、これを認めんなら帰らさんみたいな、そんなふうなことも言われたりして。違いますと言っているのに、それを認めるまで帰してくれないということを聞いたことがあるんです。そんな間違っただけの取り調べ、間違っただけというふうには私は思うんですけど、そんな取り調べにならないように。すべての取り調べを録音・録画ということになったら大変だと思いますけれども、必要のない部分は消したりといったことができるのであれば、できるだけたくさんものを警察でも録音・録画していただけたらと思うんです。県警としては、録音・録画に対してどのような見解をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

植林刑事部長

録音・録画のこれまで実施した件数でございますが、平成 21 年の4月から全国的に試行が始まっております。これまでに 49 件の対象事件がございます、そのうち 12 件、録音・録画しております。なお、ことしの3月から録音・録画を拡大していこうという研究結果が出ましたので、これに基づきまして昨年を見ますと、平成 23 年中は、13 件の対象事件のうち、4 件の録音・録画を実施してまいりましたが、ことしに入りましたは、11 件の事件を検挙しまして、そのうち6件、録音・録画いたしました。先ほど申しました5月から試行が始まっております知的障害を有する被疑者に係る事件については、これまで2件の録音・録画を実施、試行しているところでございます。

先ほど、委員からお話がありましたように、取り調べの録音・録画、これは公判におきまして、供述調書の任意性とか、信用性、こういったものが包括的な立証を可能にするという効果を期待いたしております。

一方で、取り調べの全過程を録音・録画するということにつきましては、被疑者が報復等を恐れて共犯者についても供述をしなくなり、組織犯罪の場合、全容解明に非常に支障があるといったこともございます。また、取り調べの過程で、犯罪被害者を初めとする事件関係者のプライバシーに関係する事項もございます。こういった懸念もございますが、今委員のほうからありましたように、警察といたしましても、今言いましたようなことを踏まえまして、取り調べの録音・録画のあり方を検討するに当たっての資料を収集していくためにも、数多くの試行を積み重ねて、これからも積極的に試行を実施してまいりたいと考えております。

古田委員

取り組みを強めていただきたいと思います。

次に、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分という報告が3件ございました。6月議会でも、私は指摘をさせていただいたんですけれども、やっぱり、取り締まる側が間違っただけを取り締まりをしては、これはもう大変なことです。そういったことがないように努力をしていただきたいと思います。

北署が調べた速度違反の場合は、17人の方が検挙されていたんですが、3件和解ができて、あと何件残っているのか。それとですね、7月14日の報道によりますと、シートベルトの取り締まりで県警がまた誤って9人を摘発したということが報道されているんです。こんなに続いて。一生懸命にそういうことがないようにという取り組みをされているときに、またこういう事件が出るというのは、取り締まりをされる警察官の方々に對する教育なり指導というのが十分できていないのではないかなと思うんですけれども、その点はいかがですか。

鹿山首席監察官

私からは、損害賠償の関係で残っている分でございますが、今回報告しました3件以外にまだ1件が、今現在相手の方と交渉中とのことでございます。これについては、損害賠償の額の関係で、まだ煮詰まっていないというのが現状で、それが終わればすべてが終わるということでございます。

以上でございます。

今井交通部長

御指摘の、シートベルトの誤認取り締まりの関係でございますが、これは平成22年の8月から本年の1月14日までの間に、9人の方に対して、後部座席の同乗者がシートベルトを着装していなかったということを現認した高速隊員が、車両の後部座席にシートベルトの装備がありましたことから、その車両が後部座席のシートベルト着用義務の除外対象車両であるということ認識せずに、誤って点数切符を告知したものでございます。確かに、速度の誤認取り締まりと、その点数告知の誤認取り締まりと、相次いで発覚したわけでございますけれども、発生日時が違います。

御指摘のとおり、基本的な事項の徹底不足というのは、これは事実でございます。事後厳重な業務指導と指導教養を行っておりまして、再発防止に努めておるところでございます。

以上です。

古田委員

シートベルトの取り締まりの場合は点数がもとに戻るというだけで、実害はないわけなんですけれども、やっぱり、警察の方からとめられて摘発をされますと精神的な苦痛というのは大きなものがあります。

私も、一時停止などで、摘発されたこともありますので、本当にそういう精神的なものも含めて、間違っただけを取り締まりがないように、今後再発防止のために、取り組んでいただきたいと思います。お願いをして終わります。

庄野委員

きょうの新聞にも、いじめのことが随分載っておりました。小中高でいじめが全国的に7万件ということで、昨年度ですけれども、徳島は352件ということで、64件減っているというふうなこともございました。

滋賀県の大津市の事例でもありましたように、いじめが延長していくと、子供の命を奪うといった非常に重要な、重大な事柄がこの日本の全国各地で起こっているということがございます。

非常に憂慮しておりますけれども、きょうも新聞で、先生が子供から危害を加えられて骨折したりした場合に、教育委員会は警察に届けてなかったということが載っていました。

徳島県警において、保護者、子供、先生からいじめに対する相談とか、被害届とかを今まで受理した事例があるのかどうか。また、いじめによって検挙したり、補導したりした事実というのがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

山口生活安全部長

いじめについてのお尋ねでございます。

警察では、警察総合相談、それから少年課内に設置しておりますヤングテレホン、あるいは、いじめホットライン。こういった専用電話等で、相談を受理いたしております。その件数でございますが、過去5年間申し上げますと、平成19年が91件、平成20年が77件、平成21年が73件、平成22年が65件、平成23年、昨年が88件となっております。本年が8月末現在で、43件の相談を受けているという状況でございます。

事件検挙等でございますが、過去5年間、いじめによる事件の検挙でございますけれども、平成19年、名誉毀損事案ということで2件3名の少年を検挙いたしております。それから、平成21年に、強要事案で児童1名を通告をいたしております。本年でございますが、被害少年、その保護者等から申告がございまして、調査の結果、暴行事案として2件について、捜査をして少年7名を補導して、児童相談所へ通告をいたしております。以上でございます。

庄野委員

相談というのは、結構あるんですね。それとあと、検挙補導が若干少年であるということでもありますけれども、保護者の方からは、いじめとかによる被害届はないんでしょうか。

山口生活安全部長

実際の被害届という以前に、現場で相談、あるいは警察署へ被害少年と保護者が来られまして、こういうことで実はうちの子供がいじめと思われるんだけれどもどうだろうか、捜査してみたらどうかという話は上がっております。

したがって、被害届をいただきましても、その事実関係、特にいじめの場合というのは、1対複数という場合もございまして、なかなか、いつの時点でどのいじめなのかというのがはっきりしないということがございます。そこで、慎重に進めてまいりますと、実際に被害届を受けても、その実態が明らかにならないという場合がございます。

例えば、何月何日のどの時点でだれから暴行を受けたとか、どういうけがをしたということが特定できないといったことも結構ございますので、一概に被害届を受けて捜査していても事件にならないという場合もございますので、警察といたしましては相談の段階で慎重に学校等と連携をしながら、調査に入っていく。そして、調べていって事案を明らかにして、その事実をもって通告なり検挙するなりしていくということでございます。

庄野委員

わかりました。滋賀県大津市の事件では、いじめを受けておった男子生徒の父親が警察に相談をしております。相談したけれども、警察は被害届を受理していないという事実があるみたいなんです。警察と学校とがそれ以降どんな話し合いをしたかはよくわかりませんが、結果的に少年は亡くなってしまった。事実関係というのはなかなか難しいんかもわかりませんが、少年が自殺したという事実はあります。相談に来られた方に対して、どれだけ真剣に聞いてあげて、どれだけ真剣に学校と連携を持って警察がかかわっていくかということも、私は一方では非常に重要なことだと思うんですね。

学校のことやけん、子供のことやけん、あんまり警察が深くかかわったら、かかわらないほうがいいかなっちゅうんが、ひょっとしたら全国的な風潮かもわかりませんが、50件相談あるうちの、本当に1件2件、非常に深刻な状況があって、相談に行ったけれども余り真剣に乗ってくれなかったという結果、死亡するということがあってはならないと思うんで、警察と教育委員会、それから学校との関係を、より親密な状況に保っておく必要が私はあると思うんですけども、そこらの認識、そして今の現状はどのような状況になってますでしょうか。

山口生活安全部長

平成18年度、全国的に少年の事案がふえているということもありまして、本県では平成19年4月に、県の教育委員会と連携いたしまして、県の教育委員会が主催をいたします「いじめ問題等対策企画員室会議」に県警もメンバーとして入っておると。そして、そこで情報交換をして、あるいは、情報共有を図っております。

それから、平成20年の4月には、児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度という協定を締結いたしまして、県警察本部長と教育委員会の教育長との間で協定を結んでおります。

それと、各警察署長が管内の市町村の教育委員会ともそれぞれ個別に協定を結びまして、互いに連絡、情報のやりとり。例えば、昨年1年間で、各連絡制度を使いまして163件のお互いに情報交換、共有を図っているという状況でございます。

こういったいじめ問題、委員がおっしゃるように、50件のうち1件でも深刻な事例があれば、これは取り返しのつかないことになりますので、警察は相談の段階からすべて対応していく。前さばきをするのではなく、絶対これを防ぐということで対応いたしております。これは、これまでも、これからも変わることなく、その方針で進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

庄野委員

よくわかりました。真剣に相談に行って、多分暴行を加えられたりしたときには、外から見て明らかに殴られたりとか、やけどしたりとか、そういう事例がもしある場合は、これは教育委員会で言うべきことかもしれませんが、内々に処理してしまおうっていうんでなしに、危害を加えるというのは子供であっても犯罪ですから、親にきちんと被害届を出させて、その子供、そして保護者も含めて、そういうことがなくなるようにする必要が今の時代あるのかなと思いました。

どの学校もあんまり外に出したくない。例えば、大津の場合もですね、きょうの新聞に載ってましたけれども、子供が教師を骨折させてるんですね。骨折させても市教委は被害届も出させない。全般的に学校で起こったことは公にしたくないというのが教育委員会にもあるのかもしれませんが、犯罪は犯罪として、やっぱり子供にきちんと罪を認めさせる、そして、償わさせるということに警察としてかかわっていかざるを得ないのかなという気がしておりますので、もし電話相談とかそういう相談があった場合に、真剣にお聞きいただき、そういう子供たちを守っていただけますようお願いして終わりたいと思います。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時30分)